

法人 春日部

第 106 号

(平成14年 9 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内
T E L 048 (761) 3551 F A X 048 (752) 8244



菖蒲町「あやめ・ラベンダーの里」

〔写真提供 菖蒲町商工会〕

みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

菖蒲町

あやめ・ラベンダーの里

菖蒲町は関東平野のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置し、都心から45km圏にあります。

農業は米作を中心に県内でも1、2位の生産量を誇る特産の苺や梨の栽培が盛んです。ここ数年は、花の名の町を最大の観光資源として、花による町おこしに取り組み、マスコミ等で数多く紹介されるようになりました。

花菖蒲の花が色づき、ラベンダーの香りが漂う6月には、「あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル」が四季折々の花と恵まれた自然環境を楽しめる菖蒲町を、多くの人に体験してもらうため、また、人々の交流を促進して町勢のさらなる活性化を図るため開催されます。

このイベントは、町の花・あやめとラベンダーの花を中心としたお祭りで、県内外より大勢の観光客が訪れます。



税務署だより

春日部税務署定期異動

7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は次のとおりです。

《転入者》

副署長（総管担当） 谷中田 茂 行
 関東信越国税局から

副署長（法酒担当） 中 村 徳 男
 長野署から

総務課長 北 沢 孝 文
 関東信越国税局から

納税者支援調整官 田 中 秀 治
 竜ヶ崎署から

法人課税第4統括官 持 田 茂
 東松山署から

法人課税第6統括官 相 場 照 夫
 栃木署から

法人課税第7統括官 板 倉 輝 男
 浦和署から

酒類指導官 上 條 行 夫
 関東信越国税局から

法人課税連絡調整官
 兼総括上席 佐 藤 文 英
 川口署から

《転出者》

副署長（総管担当） 吉 成 栄 一
 関東信越国税局
 特別整理第2統括徴収官へ

副署長（法酒担当） 清 水 俊 郎
 高崎署副署長へ

総務課長 宮 澤 金 一
 浦和署特別調査官へ

納税者支援調整官 荒 木 武 司
 柏崎署総務課長へ

法人課税第4統括官 有 賀 甫 夫
 大田原署法人課税第2統括官へ

法人課税第6統括官 土 田 芳 夫
 浦和署法人課税第7統括官へ

法人課税第7統括官 根 本 勝 美
 越谷署法人課税第5統括官へ

酒類指導官 田 島 茂
 土浦署酒類指導官へ

法人課税連絡調整官
 兼総括上席 宮 澤 幸 彦
 関東信越国税局
 課税統括課主査へ

平成14年度・法人税関係法令の改正の概要（抜粋）

【交際費等の課税の特例に関する改正】

『交際費等』とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等（役員並びに従業員も含まれます。）に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

【制度の概要】

法人が、昭和57年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各自業年度（清算中の各事業年度を除きます。）において支出する交際費等の額については、その全額（資本又は出資の金額が5,000万円以下の法人にあっては、一定の損金算入限度額を超える部分の金額）を損金の額に算入しないというものです。

【改正の内容】

資本又は出資の金額が1,000万円を超え、かつ、5,000万円以下である法人の損金不算入額について、次の改正が行われました。

改正前	支出交際費 - $\left[\frac{\text{年300万円又は支出交際費のいずれか少ない金額}}{\quad} \right] \times 80\% = \text{損金不算入額}$
改正後	支出交際費 - $\left[\frac{\text{年400万円又は支出交際費のいずれか少ない金額}}{\quad} \right] \times 80\% = \text{損金不算入額}$

（注）年300万円（又は年400万円）は、一年間の定額控除限度額ですので、新設法人や決算期変更などで事業年度が一年に満たない場合には、300万円（又は400万円）を当該事業年度の月数を乗じて12で除して計算した金額となります。

【適用時期】

改正後の規定は、平成14年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます。

【同族会社の留保金課税の改正】

『同族会社』とは、株主等の3人以下並びにその同族関係者が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上に相当する会社をいいます。

【制度の概要】

同族会社（非同族の同族会社を除きます。）が一定の限度を超えて各事業年度の所得等の金額を留保した場合には、各事業年度の所得金額に対する法人税のほかに、その限度を超えて留保した金額に対して、その金額に応じて10%、15%、20%の特別税率が課されます。

なお、平成12年度の税制改正において、青色申告書を提出する同族会社については、新事業創出促進法の中小企業者に該当する法人や新事業創出促進法の認定事業者に該当する法人は一定期間、この特別税率の適用はありません。

【改正の内容】

(1) 同族会社の特別税率の不適用制度の対象法人に、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する青色申告法人が追加され、その法人の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち、前事業年度の試験研究費及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合が3%を超える事業年度については、所定の書類を添付を要件に特別税率の適用がされないこととされました。

(2) 新事業創出促進法の中小企業者に該当する法人や新事業創出促進法の認定事業者に該当する法人に係る不適用措置の適用期限が平成16年3月31日まで2年延長されました。

(3) 青色申告法人で当該事業年度終了の時における資本又は出資の金額が1億円以下の同族会社の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各事業年度の2年間の措置として、同族法人の特別税率の適用については、課税留保金額に対する税額の合計額の95%相当額（すなわち従来の算出税額の5%相当額が軽減される。）とされました。

【適用時期】

平成14年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用されます。

※より詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署又は税務相談室へお尋ねください。

にせ税務職員にご注意ください!!

税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例や現金を持ち去る事件がありました。納税者の皆様がこのような被害に遭わないよう、次の点にご注意ください。

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としています。
- 2 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書（顔写真ちょう付）を携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。
- 3 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。
なお、いわゆる査察調査など国税犯則取締法に基づき税務職員が強制調査を行う場合は、裁判官が発布した「臨検・捜索・差押許可状」を必ず呈示することとしています。この際、税務職員が許可状に基づき現金等を差し押さえる場合もありますが、差押手続を行った場合には必ず差押目録を作成し、差押目録謄本を交付しています。
- 4 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。
- 5 通常、土日などの休日や早朝・深夜から税務調査を開始することはありません。
ご家族の方が電話での問い合わせを受けられたときは、即答せず、税務職員の所属と氏名をご確認いただき、必ずご本人に相談の上、ご回答願います。

不審な点があるときは、その場で税務署又は国税局にお問い合わせください。

《関東信越国税局》

電話・048-600-3111〈代表〉

《春日部税務署》

電話・048-733-2111〈代表〉

理 事 会 開 催

H14. 6. 28 (金)
於 春日部市商工会館

平成14年5月28日に行なわれた総会を受けて、今年度第1回理事会を開催、以下の議案を承認した。



各委員会に分れて討議

議 題

1. 常任理事の追加専任、委員会の所属について

変更後	退 任 → 常任理事・総務委員・白岡支部長…山田 豊吉 氏
	新 任 → 常任理事・総務委員・白岡支部長…杉崎 秀世 氏 (変更前→理事・税制委員)
	新 任 → 理 事・税制委員・ …堀之内正則 氏

2. 今期の方針の確認と具体化について

各委員会・部会毎に分かれて検討した結果を発表した。

第 9 回 初級社員 職場のマナー研修会

平成14年6月19日(水)
於 春日部市民文化会館
講師 A I U 保険会社リスクエンジニアリング部

新入社員とか女性社員を限定せず男女初級社員を対象に行なったもので、年間2回開催し、今回で9回目となる。

会員企業の成長には人材育成が欠かせません。社員の対応は、企業のイメージを大きく左右します。職場で一般的に行なわれているマナーについて自分の行動を振り返り、電話対応、来客対応、お茶の出し方、上座下座の関係、等を実践しました。出席者には組織人としての役割を再認識してもらいました。



名刺の受け方・渡し方



受講風景

各種御宴会・御会合
承ります。

会席料理 和洋レストラン松

☎344-0064 春日部市中央1-2-12(春日部駅西口前)
TEL 048-754-7837 ホームページアドレス
FAX 048-754-6633 <http://www.r-matsu.co.jp>

・営業時間 AM11:00~PM10:30 駐車場完備

決算期別税務講習会開催!!

6月・7月・8月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務－法人税申告へのアプローチ 平成14年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月 日	時 間	講 習 会 場
7月23日 (火)	午前10時 ～12時	春日部市商工会館 3階 会議室
	午後2時 ～4時	岩槻中央公民館 2階 研修室
7月25日 (木)	午前10時 ～12時	久喜総合文化会館 広域文化展示室



◀ 7月23日
春日部会場
及び岩槻会場
鈴木秀三先生
(岩槻会場にて)



7月25日 ▶
久喜会場
石塚健一先生



◀ 春日部税務署
法人一部門
和田上席調査官
(春日部会場にて)

(((女性部会役員会)))

H14. 6. 14 於 杉戸町



役員会

女性部会総会で承認を受けた今年度事業計画の詳細を検討しました。青年部会との合同講演会等の事業に期待して下さい。

役員会終了後、宮代町郷土資料館、宮代町指定文化財・旧加藤家住宅、緑のトラスト保全第5号地・「山崎山の雑木林」を視察、郷土の状況を再認識しました。

緑のトラスト運動は、埼玉県内の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末長く保全していこうという運動で、宮代町の山崎山が保全第5号地として指定され、整備が進められています。



◀ 旧加藤家住宅にて
宮代町郷土資料館にて



緑のトラスト保全第5号地
「山崎山の雑木林」にて

支部だより

鷺宮支部

法人会・青申会合同研修会

H14. 7. 14~15



柏崎刈羽原子力発電所にて

青年部会・女性部会合同研修会

H14. 6. 11 於 鷺宮町商工会館

講師 春日部税務署法人一部門

丸山上席調査官

テーマ「税務研修・改正税法」



宮代支部

女性部会・県外研修会

H14. 7. 8~9 於 川治温泉



蓮田支部

蓮田支部・青年部会 創立10周年記念式典

H14. 7. 3 (水)



第一部 10周年記念ゴルフコンペ
於 千葉カントリークラブ

竹内蓮田支部部会長
あいさつ



うなぎ 魚 庄

蓮田市 本店 ☎048(768)2468 支店 ☎(769)1588 上尾店 ☎(775)3330

創業50余年の信頼と実績を誇る 岩崎工業株式会社グループ

総合建設業 株式会社
岩崎工業

本社 蓮田市東3-10-13 TEL<048>768-2181(代)
FAX<048>769-4002
営業所 南埼玉郡白岡町岡泉446 TEL<0480>92-7376

建設資材販売 不動産売買 株式会社
丸岩産業

蓮田市東3-10-13 TEL<048>769-5281(代)
FAX<048>769-2268
蓮田市東6-3-23 TEL<048>769-8311
FAX<048>769-8333



あなたの街のリフォーム屋さん

ウイングホーム IWASAKI

TEL<048>768-9966
FAX<048>768-9922 蓮田市東4-11-3
1,2号バイパス沿いの大きな看板が目印です!

ガラス1枚からマイホームの新築まで何でもご相談下さい!

会員の声

小泉 総 理 へ

幸手支部
喜光工業株式会社
関 文子

『又一社同業廃むると聞きし夫
落せる声の語尾をのばせり』
(広報さって より引用)

小泉総理に、この様な庶民の声が届いている
でしょうか？

国会では田中真紀子議員の秘書給与問題や、鈴

木宗男議員のあっせん収賄の容疑で逮捕等、不祥
事が相変わらず続いています。

政治と金、利権政治、江戸の昔より続いている
この言葉だが、この先永遠に続くのでしょうか？

見返りを求める企業の献金『献金は受注に直結
する』と云う構造を打開しないかぎり贈賄賄事件
は無くならないように思います。

我々零細企業は、献金したくても余裕がない。
生きるだけで精一杯、苦しみに耐えている企業が
沢山有るのです。

小泉総理に献金は出来ないけど、構造改革＝景
気回復の方程式を早く実現させて下さい。御願
いします。

願いが叶えられないなら、神さま、仏様、キ
リスト様にでも御願いしましょうか……………。

自 動 車 雑 感



白岡支部
（術）マイスターガレージヨシダ

代表取締役 吉田 俊哉

自動車が生きて130年余り経ち、20世紀に発達
した物の中では最大に進歩した物のひとつで、そ
の自動車は昭和40年代を境に急激に増加の一途を
たどり、一家に1台から、1人に1台になりつつ
あり、老若男女を問わず愛用して、私たちの生活
には欠かせない道具になっているのは周知の通り
である。

その道具である自動車に人はどのように関わる
か。私は職業として多数の人と自動車に対面して
来た。自動車は自己主張の固まりであると言うこ
とを聞いた事があるが、まさにそのとおりで色、

形状、性能、etc etcで、特に自動車マ
ニアと呼ばれる人、あなたの周りを見ても何人かは
いるはずである。彼らは皆が持っていない物とか、
スタイルが良いとか、スピードが速く加速が良い
など、この世に2台目の車が誕生すると比較競争
という宿命が始まる事になったのである。しかし
車は色々の面で人を魅了してやまないものである。

私は彼らの話を聞く事が仕事であり、欲求を満
足させてやることで生活している。自己主張がな
かなか出来にくい世間であるがための一つのスト
レス解消になっているもの事実である。

しかし便利な自動車もたくさんの問題を抱えて
いる。交通事故、排気ガス、産業廃棄物廃棄問題
等、地球上に増え過ぎた自動車が引き起こす社会
現象が深刻になり、法律や条令で厳しく規制をし、
製造会社はもとより使用者のひとりひとりがルー
ルを守り、モラルの向上に努めたいものである。

さて明日はどんな車が私の前に現れて楽しませ
てくれるのかな？？？

良縁御紹介

相談(出張)無料

中日企画有限会社

岩槻市大字浮谷2798-2

御自宅でご両親様と一緒に相手選びができま
す。婿養子希望の方、農家、自営業のご長男、
子連れ再婚等、厳しい条件の方大歓迎!!

TEL 048-791-2722
FAX 048-791-2723

— 想うがまゝ —

非営利団体（NPO）への寄付に対する 日米のシステムの違いについて



春日部支部
（株）ポップ・マン
代表取締役
島田 克己

私はかつてアメリカのボストンで生活していたことがございます。アメリカで生活をはじめて色々な日米の違いを経験してきましたが、中でも非常に驚いた事がございます。それは、アメリカではNPOの活動が大変盛んで、毎日のように寄付依頼のボランティアが我家を訪問してNPO活動の説明と、寄付の要請をしていきます。

はじめの内は訪問してきたボランティア全てに何らかの寄付をしていたのですが、余りにも訪問者が多いので辟易しておりました。寄付をすれば必ず領収書を置いてまいります。領収書が相当貯まったところで現地の知人に領収書の束を見せて、いかがなものかと相談したところ、知人のアドバイスにより以下のことを学びました。

1. 寄付するNPOは選択しなさい。
活動内容を良く把握した上で、寄付する価値が有るかどうかを判断した上で寄付しなさい。
2. 領収書は、税金申告の際に控除の対象となるので大切に保管しなさい。
3. 寄付の総額と、税金の総額を把握してバランスが良いかどうか判断しなさい。

以上のアドバイスで、1と2は非常に分かります。3に関しては少し考えさせられました。後で分かったのですが、実は1と2にも私が理解したと思った以上の深い意味がありました。

NPOの寄付に関しては、以下の意味が含まれていました。

つまり、NPOに寄付をすれば税金控除により税金の支払いが減る。そうすれば、公共のサービスの予算が減るので、当然今までは公共の予算で行っていた住民へのサービスが、NPO法人が行うことになる。住民にとってはNPOに寄付するか、税金を払うかは二者択一の行為であるということだったのです。

言いかえれば、公共のサービスを行政に委ねる

か、NPOに委ねるか選択できるという事です。当然行政のサービスとNPOのサービスの間で競争の原理が働き、住民はより良いサービスを受けられることになるわけです。行政の組織も簡素化し、効率の良い物にしなければ、NPOに負けることになります。

NPOも効率良く組織されなければ、住民の支持が得られません。その結果寄付収入が減りNPOの経営が成り立たなくなるということです。

「非営利組織の経営」という言葉に何か違和感を憶えませんか？日本では非営利組織の活動といえば、ボランティアが中心で、手弁当で活動している奉仕団体というイメージが付きまとい、組織の長が高給を取ることは罪悪のように取られがちですが、アメリカではそうでは有りません。非営利組織の経営にプロ意識を持って活動し、驚くような高給を取っている非営利組織の経営者が多数います。アメリカでは能力主義が徹底しており、トップは民、官、NPOを問わず一番良く働きます。当然トップの給料は非常に高く、日本では考えられないくらいの高給が支払われることがあります。それでも効率の良いサービスを提供できるNPOは多くの寄付を集めることが出来、トップは高給を取っても問題視されないのです。

プロ意識に徹し、すばらしい非営利組織を作り上げ、その結果としての高給報酬を得る事こそがもう一つのアメリカンドリームであります。経営をガラス張りにし、「フェア精神」を持って公明正大なNPOを作り上げた人はアメリカではヒーローです。

日本でもNPOへの寄付が税金控除の対象となるようにNPO法を改正し、NPOを育てていくことが必要な時期に来ているのではないのでしょうか？

豊かな高齢者社会に向けて、奉仕活動を中心により良い社会が築ければ良いと考えています。

《厚生委だより》

(I) 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所
TEL 048-734-3371 FAX 048-739-1156

会員企業のみなさまへ

「企業保障のエキスパートである大同生命」では、会員企業のみなさまのお役に立つべく各種サービスを無料（割引）でご提供しています。

ここにサービスのラインアップをご案内させていただきますので、ご関心をお持ちになるサービスがございましたら、是非推進員までお申しつけください。

- | | |
|-------------------------|----|
| ★ 公的助成金受給無料診断サービス | 無料 |
| ★ 就業規則無料診断サービス | 無料 |
| お手続きは簡単!!アンケートにご記入を | |
| ★ 社内規定ひな形提供サービス | 無料 |
| 全41種類の社内規定のひな形を用意しています。 | |
| ★ 公的支援情報サービス | 無料 |
| 公的融資制度をまとめた一覧表を提供します。 | |
| ★ 経営一般向けビジネスレポート | 無料 |
| ★ 業種別ビジネスレポート | 無料 |
| ★ 個人向けビジネスレポート | 無料 |

(II) AIU 保険会社

さいたま支店
TEL 048-641-7510 FAX 048-649-2377

法人会のスーパー任意労災

『アットワーク』の特徴

- ・ 役員、従業員、パート、アルバイト、全員のケガの保障ができます。
(建設業の方は下請も保障する事ができます)
- ・ 法人会会員企業様割引を適用します。
- ・ 医師による 診査はありません。
- ・ お名前は頂かなく、人数で契約できます。
(従業員さんの入替等も 自動的に保障します)
- ・ 保険金は 労災認定を待たずにお支払します。
- ・ 入通院は 1日目から保障します。
- ・ 業務上のケガで就業不能となった場合 休業保険金日額をお支払いします。

売上高と業種をお知らせ下さい。

目安の掛け金をお知らせします。

担当 菊地・渋谷まで

TEL 048-642-8185 FAX 048-649-2377

(III) アメリカンファミリー生命保険会社

さいたま支社 TEL 048-645-1245 FAX 048-645-3034

増え続けている肺がん

肺がんは、肝がん、大腸がん等と共に増加傾向にあり、1998年には、ついに男女合計で肺がんによる死者数ががん全体のトップになりました。(人口動態統計より)これは、肺がんの増加と共に、死亡率が高いためです。

肺がんは世界的に増加傾向にありますが、特に日本の増加率は世界一です。男性では女性の3倍に達し、罹患のピークは50～60代、死亡者は高齢者ほど多くなっています。男性に多いのは喫煙者が多いためと考えられますが、女性の喫煙者が増加傾向にあるため、10～20年後の女性の肺がん増加が心配されます。

肺がんにかかると、平均通算入院日数126日、平均入院回数2.3回、自己負担額合計174万円と、他の部位のがんと比べてどれも平均値より高めのデータとなっております(AFLACデータ)。

がんを治療する経済的な負担に備える為にもがん保険は今や必需品。詳しい内容については是非一度当社推進員にご相談ください。



法人会

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる、全国125万社の、よき経営者をめざすものの団体です。

企業の繁栄と社会に貢献

イメージキャラクター 菊川 伶



もつと、いい会社で
あるために。

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめざすもの団体として

会員の積極的な自己啓蒙を支援し

納税意識の向上と

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

めざします

企業の繁栄と社会への貢献(法令)

全国法人会総連合

居 酒 屋 さ が 野

ランチタイム 11時30分より2時まで

居 酒 屋 5時から11時まで

武里駅西口 048(733)1360

農・園芸発展に寄与する、種子・資材・技術等を開発します。
さらに日本国内はもとより世界中からより良いものを導入してその普及につとめます。



野原種苗株式会社

TEL0480-21-0002

FAX0480-23-5005

〒346-0002 埼玉県久喜市野久喜 1-1

E-mail: info@nohara-seed.co.jp

カレンダー・うちわ・タオル・ギフト・一般印刷

サービス品の事なら歴史のある専門店

納期確実、低価格

株式会社 埼玉 団扇

埼玉県久喜市本町 4-11-5

☎0120-55-0311 ☎0480-21-0311(代) FAX0480-23-3212

車検、钣金、塗装、新車、中古車、販売

車のことならどんな事でも
相談して下さい。

(有) 寿 一 タ ー ス

日新火災海上保険代理店

埼玉県幸手市大字上高野 2632

TEL 0480(42)3409 FAX 0480(42)6827

春 日 部 清 掃 株 式 会 社

春日部市赤沼 1236-1

TEL 048(736)7783

実施中

消費税期限内納付推進運動

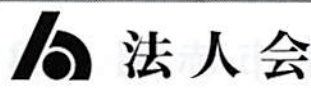
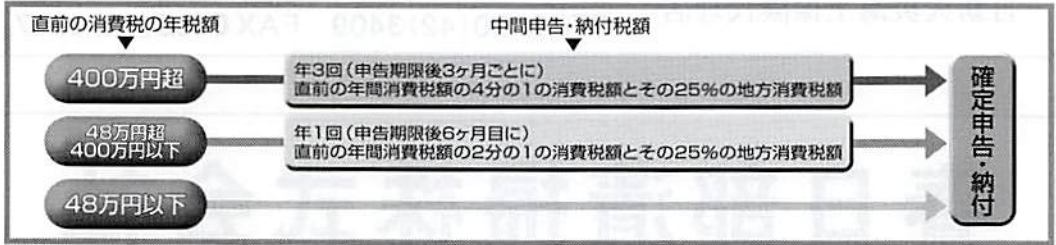
期限内に納めましょう!

- 消費税には納付期限があります
- 納税資金の備蓄をしましょう
- 期限を過ぎると延滞税がかかります



期限内納付は、経営者のつとめです。
 消費税はお客様からの預かり金的な性格を有する税です。
 期限までにわすれずに税務署に納めましょう。

●消費税及び地方消費税の申告・納付について



◎ ご寄稿ありがとうございました。

伊藤・川崎・富田・栗原・林・佐野・吉田・瀧澤・秋場・栃原・進藤・大塚・坂居・木村・染谷・松岡